

他の政令の改正に係る新旧対照表

1	中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（第十八条第一号関係）
2	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（平成四年政令第二百九十号）（第十八条第二号関係）
3	地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（第十八条第三号関係）
4	確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）（第十八条第四号関係）
5	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）（第十八条第五号関係）
6	信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（第十八条第六号関係）
7	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（第十八条第七号関係）
8	消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令（平成十九年政令第七号）（第十八条第八号関係）
9	厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）（第十九条第一号関係）
10	日本銀行法施行令（平成九年政令第三百八十五号）（第十九条第二号関係）
11	金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行令（平成十年政令第三百七十一号）（第十九条第三号関係）
12	確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）（第十九条第四号関係）
13	年金積立管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）（第十九条第五号関係）
14	住宅融資保険法施行令（昭和三十年政令第三百二十二号）（第二十条関係）
15	組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）（第二十一条関係）
16	債権管理回収業に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第十四号）（第二十二条関係）
17	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令（平成十一年政令第一百五十六号）（第二十四条関係）
18	
19	
20	
21	

改正案	現行
<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第二十九条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三並びに第九条の六の二第一項及び第四項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第二項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九條の七の五第二項（法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九條の七の五第二項（法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九條の七の五第二項（法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九條の七の五第二項（法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第一百四四、第一百五條の二第一項及び第二項、第三百五條の三第一項から第四項まで、第三百五條の四第一項から第四項まで、第三百六條第一項から第三項まで、第三百六條の二（第三項を除く。）並びに第三百六條の三に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。</p> <p>一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。以下この</p>	<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第二十九条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三並びに第九条の六の二第一項及び第四項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第二項（法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九條の七の五第二項（法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九條の七の五第二項（法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九條の七の五第二項（法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第一百四四、第一百五條の二第一項及び第二項、第三百五條の三第一項から第四項まで、第三百五條の四第一項から第四項まで、第三百六條第一項から第三項まで、第三百六條の二（第三項を除く。）並びに第三百六條の三に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。</p> <p>一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。以下この</p>

項において同じ。)でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第一項に規定する貸金業であるもの(その地区が都道府県の区域を超えるものに限る。)に関する内閣総理大臣の権限に属する事務その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

二丁四 (略)

2  
4 (略)

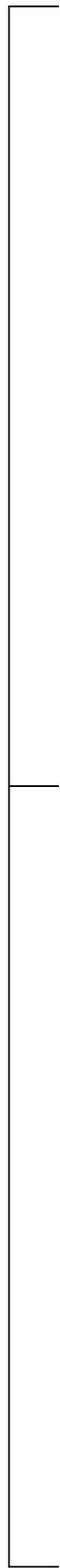
項において同じ。)でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第一項に規定する貸金業であるもの(その地区が都道府県の区域を超えるものに限る。)に関する内閣総理大臣の権限に属する事務その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

二丁四 (略)

2  
4 (略)

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（平成四年政令第二百九十号）

改正案	現行
<p>(都道府県が処理する事務等)</p> <p>第二条 法に規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限に属する事務であつて前条第一項各号に掲げる権限に係るもの（法第八条第四項又は第五項に規定する権限に属するものを除く。）のうち、その記載された法第八条第二項第二号に掲げる事業場のすべてが一の都道府県の区域内にある労働時間等設定改善実施計画（次に掲げる事業に係るものを除く。）に係るものは、当該事業場の所在地の属する都道府県の知事が行うこととする。</p> <p>一 内閣総理大臣の所管に属する事業（当該事業に係る内閣総理大臣の権限が法令に基づき金融庁長官に委任されているもの（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第一項及び第二項の事業であつて信用協同組合が行うもの並びに同法第九条の九第一項第一号の事業であつて協同組合連合会が行うもの並びに貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業を除く。）に限る。）</p> <p>二 五（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>(都道府県が処理する事務等)</p> <p>第二条 法に規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限に属する事務であつて前条第一項各号に掲げる権限に係るもの（法第八条第四項又は第五項に規定する権限に属するものを除く。）のうち、その記載された法第八条第二項第二号に掲げる事業場のすべてが一の都道府県の区域内にある労働時間等設定改善実施計画（次に掲げる事業に係るものを除く。）に係るものは、当該事業場の所在地の属する都道府県の知事が行うこととする。</p> <p>一 内閣総理大臣の所管に属する事業（当該事業に係る内閣総理大臣の権限が法令に基づき金融庁長官に委任されているもの（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第一項及び第二項の事業であつて信用協同組合が行うもの並びに同法第九条の九第一項第一号の事業であつて協同組合連合会が行うもの並びに貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業を除く。）に限る。）</p> <p>二 五（略）</p> <p>2（略）</p>



改正案

<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>		
標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一（百四）（略）		
百四の二 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十一条及び第二項の規定に基づく貸金業者の登録に関する事務	1 貸金業法第三条第一項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査 2 貸金業法第三条第二項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査	十五万円 十五万円

現行

<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>		
標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一（百四）（略）		
百四の二 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項及び第二項の規定に基づく貸金業者の登録に関する事務	1 貸金業の規制等に関する法律第三条第一項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査 2 貸金業の規制等に関する法律第三条第二項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する	十五万円 十五万円

百四ノ百八 (略)	

百四ノ百八 (略)	審査

改正案	現行
<p>（金融庁長官の権限の委任）</p> <p>第五十八条 法第百十四条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）のうち、次の各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。</p> <p>一～十六 （略）</p> <p>十七 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者 主たる営業所又は事務所の所在地</p> <p>十八～二十一 （略）</p> <p>二十二～二十七 （略）</p>	<p>（金融庁長官の権限の委任）</p> <p>第五十八条 法第百十四条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）のうち、次の各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。</p> <p>一～十六 （略）</p> <p>十七 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者 主たる営業所又は事務所の所在地</p> <p>十八～二十一 （略）</p> <p>二十二～二十七 （略）</p>

改正案	現 行
<p>(金融等業務)</p> <p>第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 法第二条第二十九号に掲げる金融機関等（以下「貸金業者」という。）<u>貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）</u>第一条第一項に規定する貸金業</p> <p>十二 法第二条第三十一号に掲げる金融機関等 <u>貸金業法</u>第二条第一項本文に規定する貸付けの業務</p> <p>十三 十八 (略)</p> <p>(貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 貸金業者に対する長官検査等権限に属する事務は、<u>貸金業法</u>第二条第一項の都道府県知事の登録を受けた貸金業者（以下この条において「都道府県貸金業者」という。）に関するもの限り、都道府県</p>	<p>(金融等業務)</p> <p>第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等（法第二条に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 法第二条第二十九号に掲げる金融機関等（以下「貸金業者」という。）<u>貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）</u>第一条第一項に規定する貸金業</p> <p>十二 法第二条第三十一号に掲げる金融機関等 <u>貸金業の規制等に関する法律</u>第二条第一項本文に規定する貸付けの業務</p> <p>十三 十八 (略)</p> <p>(貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 貸金業者に対する長官検査等権限に属する事務は、<u>貸金業の規制等に関する法律</u>第二条第一項の都道府県知事の登録を受けた貸金業者（以下この条において「都道府県貸金業者」という。）に関するも</p>

4  
(略)  
知事が行うものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使  
することを妨げない。

4  
(略)  
のに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官が  
自らその権限を行使することを妨げない。

改正案	現行
<p>（免許の基準となる法律の範囲）</p> <p>第四条 法第五条第二項第六号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）</p> <p>十四～二十一（略）</p>	<p>（免許の基準となる法律の範囲）</p> <p>第四条 法第五条第二項第六号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）</p> <p>十四～二十一（略）</p>

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）

<p>改正案</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二百七十三（略）</p> <p>二百七十四 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）</p> <p>二百七十五〇四百十四（略）</p>
<p>現行</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二百七十三（略）</p> <p>二百七十四 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）</p> <p>二百七十五〇四百十四（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条 消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〜二十三（略）</p> <p>二十四 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）</p> <p>二十五〜三十八（略）</p>	<p>第一条 消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〜二十三（略）</p> <p>二十四 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）</p> <p>二十五〜三十八（略）</p>

改正案	現行
<p>（法第三百三十六条の三第一項第四号に掲げる契約を締結することができる金融機関等）</p> <p>第三十九条の六 法第三百三十六条の三第一項第四号に規定する金融機関等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、金融商品取引業者、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条の二第三号に規定する者（以下「短資業者」という。）であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人</p> <p>二（略）</p>	<p>（法第三百三十六条の三第一項第四号に掲げる契約を締結することができる金融機関等）</p> <p>第三十九条の六 法第三百三十六条の三第一項第四号に規定する金融機関等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、証券会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者及び貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条第三号に規定する者（以下「短資業者」という。）であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人</p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>（一時貸付けの対象となる金融機関等）</p> <p>第十条 法第三十七条第一項に規定する政令で定める金融業を営む者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者</p> <p>2 （略）</p>	<p>（一時貸付けの対象となる金融機関等）</p> <p>第十条 法第三十七条第一項に規定する政令で定める金融業を営む者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者</p> <p>2 （略）</p>

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行令（平成十年政令第三百七十一号）

改正案	現行
<p>金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第二条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者</p>	<p>金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第二条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者</p>

改正案	現行
<p>（基金の自家運用に関する契約の相手方）</p> <p>第四十三条 法第六十六条第四項に規定する金融機関等（以下「金融機関等」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、金融商品取引業者、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条の二第三号に規定する者であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人</p> <p>二（略）</p>	<p>（基金の自家運用に関する契約の相手方）</p> <p>第四十三条 法第六十六条第四項に規定する金融機関等（以下「金融機関等」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、証券会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者及び貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条第三号に規定する者であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人</p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>（有価証券の貸付け）</p> <p>第四条 法第二十一条第一項第五号の政令で定める有価証券は、証券取引法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券及び同項第九号に掲げる有価証券（同項第五号から第六号までに掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）とする。</p> <p>2 法第二十一条第一項第五号の政令で定める法人は、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、証券取引法第二条第九項に規定する証券会社、同条第三十二項に規定する証券金融会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者とする。</p>	<p>（有価証券の貸付け）</p> <p>第四条 法第二十一条第一項第五号の政令で定める有価証券は、証券取引法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券及び同項第九号に掲げる有価証券（同項第五号から第六号までに掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）とする。</p> <p>2 法第二十一条第一項第五号の政令で定める法人は、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、証券取引法第二条第九項に規定する証券会社、同条第三十二項に規定する証券金融会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社及び貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者とする。</p>

<p>改正案</p>	<p>（資金の融通を業とする法人）          第一条 住宅融資保険法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める法人は、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者である法人とする。</p>
<p>現行</p>	<p>（資金の融通を業とする法人）          第一条 住宅融資保険法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める法人は、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者である法人及び貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に掲げる者である法人とする。</p>

組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）

改正案		別表一 （第一条、第二条、第十二条、第十七条、第十九条関係）
貸金業協会	名称	
貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	根拠法	別表一 （第一条、第二条、第十二条、第十七条、第十九条関係）  （新設）
資産の総額	登記事項	
現行		

改正案	現行
<p>（貸付債権の主体）</p> <p>第一条 債権管理回収業に関する特別措置法（以下「法」という。）                  第一条第一項第一号又の規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 一十四 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（貸付債権の主体）</p> <p>第一条 債権管理回収業に関する特別措置法（以下「法」という。）第                  二条第一項第一号又の規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 一十四 （略）</p> <p>十五 貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）<u>第一条第四号に掲げる者であつて、この政令の施行の際現に同号の規定により大蔵大臣が指定しているもの</u></p>

改正案	現行
<p>(金融業者の定義)</p> <p>第一条 法第一条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業者</li> <li>二 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号及び第四号に掲げる者</li> <li>三 (略)</li> </ul>	<p>(金融業者の定義)</p> <p>第一条 法第二条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者</li> <li>二 貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号から第五号までに掲げる者</li> <li>三 (略)</li> </ul>